

## 防災気象情報が 新しくなります

国土交通省水管理・国土保全局と気象庁は、5月下旬(予定)から新たな防災気象情報の運用を開始します。この新たな防災気象情報では、河川氾濫、大雨、土砂災害、高潮の警報などを、避難行動に対応した5段階の警戒レベルと整合させ、災害発生の危険度に応じたレベルの数字を名称に含めて発表します。レベル5に相当する河川氾濫の特別警報や警戒レベル4に相当する危険警報も新たに開始するなど、現行の大雨警報、注意報などが大きく変わります。

レベル3警報やレベル4危険警報が発表されたら、自治体からの避難指示などに十分留意いただくとともに、大雨で危険度が高まった地域が地図で表示される「キキクル」や河川の水位情報を参照して、危険な場所にいる人は早めの避難を心がけてください。

気象庁ホームページに設けた特設ページでは、新たな防災気象情報に関するさまざまな資料を掲載しています。これらの資料を参考に、情報が発表された際にどのような行動をとるか、ご家庭や企業、組織内であらかじめ決めていただくようお願いします。

問合せ 熊谷地方気象台 ☎ 048 (521) 5858

	河川氾濫 1 観測川などの 大河川の氾濫	大雨 各地の豪雨や 大河川以外の氾濫	土砂災害 急傾斜地の崩壊や 土石流	高潮 海面の上昇や 波の打上げによる浸水	(警戒レベルごとの) 住民が とるべき行動
警戒レベル 5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報	命の危険 直ちに安全確保!
<警戒レベル4までに危険な場所からかならず避難!>					
警戒レベル 4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報	危険な場所から全員避難
警戒レベル 3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報	避難に時間を要する人は早めに避難、避難の準備など
警戒レベル 2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報	避難行動を確認(避難場所や避難ルート、避難のタイミングなど)
警戒レベル 1	早期注意情報				災害への心構えを高める



詳細はこちら!

## 大雨に備えましょう

問合せ ぐらし防災課  
☎(43)1111 内線 584

梅雨、台風など、雨が降りやすい時期が近づき、水害の発生が懸念されます。避難先は、市の指定避難場所が原則となりますが、自宅や避難場所までの被災状況、時間帯、天候なども考慮し、安全に避難することが可能であれば避難します。避難することが困難あるいは危険が伴う場合は、自宅避難(建物の上の階への垂直避難など)を検討します。また、あらかじめ市外の親族宅やホテルなどへの広域避難も有効です。災害はいつ起こるかわかりません。いざという時に備え、避難に向けて身の回りの準備、避難のためのポイントなどを確認しておきましょう。

### ●避難のポイント

- ①避難とは『難』を『避』けること。安全な場所にいる人が避難場所に行く必要はありません。
- ②避難先は、小中学校、公民館などの指定避難場所ではありません。あらかじめ市外の安全な親戚、知人宅またはホテルに避難するなど、複数の方法を考えておきましょう。
- ③市が指定する避難場所、避難所が変更、増設されている可能性があります。災害時には、市ホームページなどで確認してください。
- ④豪雨時の屋外の移動は車も含めて危険です。やむをえず車中泊をする場合は、浸水しないよう周囲の状況などを十分確認してください。
- ⑤非常持ち出し品、備蓄品を準備しましょう。  
ライフラインが復旧するまで自給自足するのに必要なものです。最低でも3日分(1週間を推奨)の食料や簡易トイレなどの物資を用意しましょう。幸手市洪水ハザードマップに具体的な品目を掲載しています。
- ⑥[自らの命は自らが守る]意識を持ち、適切な避難行動をとりましょう!

### ●マイタイムライン(避難行動計画)の作成

出水時期に入るにあたり、家族で避難行動計画を作成しましょう。幸手市洪水ハザードマップを確認し、身の回りの浸水リスクや避難のタイミング、避難時の経路など、家族で話し合い、いざという時のためにマイタイムラインを作成しましょう。

マイタイムラインの用紙は、市ホームページおよびぐらし防災課の窓口で配布しています。



詳細はこちら!

### ●避難所と避難場所の違い

**【避難所】**  
災害後に一定期間生活するための施設

**【避難場所】**  
災害時(前)に一時的に避難する場所  
※避難場所は水害時に使用できない場所もありますので、幸手市洪水ハザードマップを確認してください。

※防災情報は P13 下欄参照。

## 幸手市空家等対策計画を策定しました

問合せ ぐらし防災課 ☎(43)1111 内線 586

人口減少や建物の老朽化などにより適切に管理されていない空き家が増加し、生活環境に影響を及ぼしています。そこで、幸手市では「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、空き家に関する施策を総合的に進めるため、このたび「**幸手市空家等対策計画**」を策定しました。

### 【計画の基本方針】

#### 取組方針 1 空き家の「発生抑制」

「空き家にしない」、「管理不全にさせない」対策に取り組めます。

#### 取組方針 2 空き家の「活用・除却」

空き家の解消につながる活用と除却を促進します。

#### 取組方針 3 空き家の「適正管理」

周辺に悪影響を及ぼす空き家の改善と適切な管理を促します。

### ◆建物の適切な管理を

市内に空き家を所有する人は、定期的に管理作業を行い、周囲に迷惑のかからないようにしてください。戸建住宅にお住いの人は、将来、自宅が管理不良な状態にならないように、日頃の手入れや適切な修繕をお願いします。

#### ●将来に向けて話し合う機会を

いま住んでいる家を、この先どうするのか、ご家族などで話し合う機会を設けてください。「いずれ」、「そのうち」と先送りせず、大切な将来のことをぜひ考えてみてください。

### 【計画の対象地区と期間】

市内全域を計画の対象とし、計画期間を令和8年度から12年度までの5か年としました。今後は基本方針に基づき、相談の受付や啓発活動、所有者への情報提供などを民間事業者などとの連携により進めるとともに、空家などの除却に対する補助金など、具体的な支援を行い、空き家問題の改善に努めます。

## 災害時協力井戸への協力を!

問合せ ぐらし防災課  
☎(43)1111 内線 584

大規模な災害時には、水道が使えず生活用水が不足する事態が想定されます。市では、災害時の生活用水を確保するため、災害時に地域のみなさんに生活用水を提供していただける「災害時協力井戸」を募集しています。

### ◆災害時協力井戸とは

災害時の生活用水の不足を解消するため、市民や企業のみなさんが所有する井戸を事前に登録することで、災害が発生したときに水道施設が復旧されるまでの間、地域のみなさんへ井戸の水を提供していただき、生活用水の確保にご協力いただくものです。

### ◆登録の対象となる井戸

- ①市内に所在し、井戸としての使用が可能なものであるもの
- ②災害時に地域住民などへ無償で貸し出しが可能なものであるもの
- ③井戸水をくみ上げるための手動式または電動式のポンプなどがあるもの
- ④洗濯、トイレ洗浄などの生活用水として使用できる水質であるもの
- ⑤災害時に、市公式ホームページ、広報紙などに協力井戸として、所在地を掲載することについて、所有者などの承諾が得られるもの

### 防災情報



防災・防犯情報  
メール配信



Yahoo! 防災速報



気象情報提供サービス  
「POTEKA」(ポテカ)



web版幸手市洪水  
ハザードマップ

防災行政無線  
テレホンサービス  
☎ 0800 (800) 3541